

# 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税について

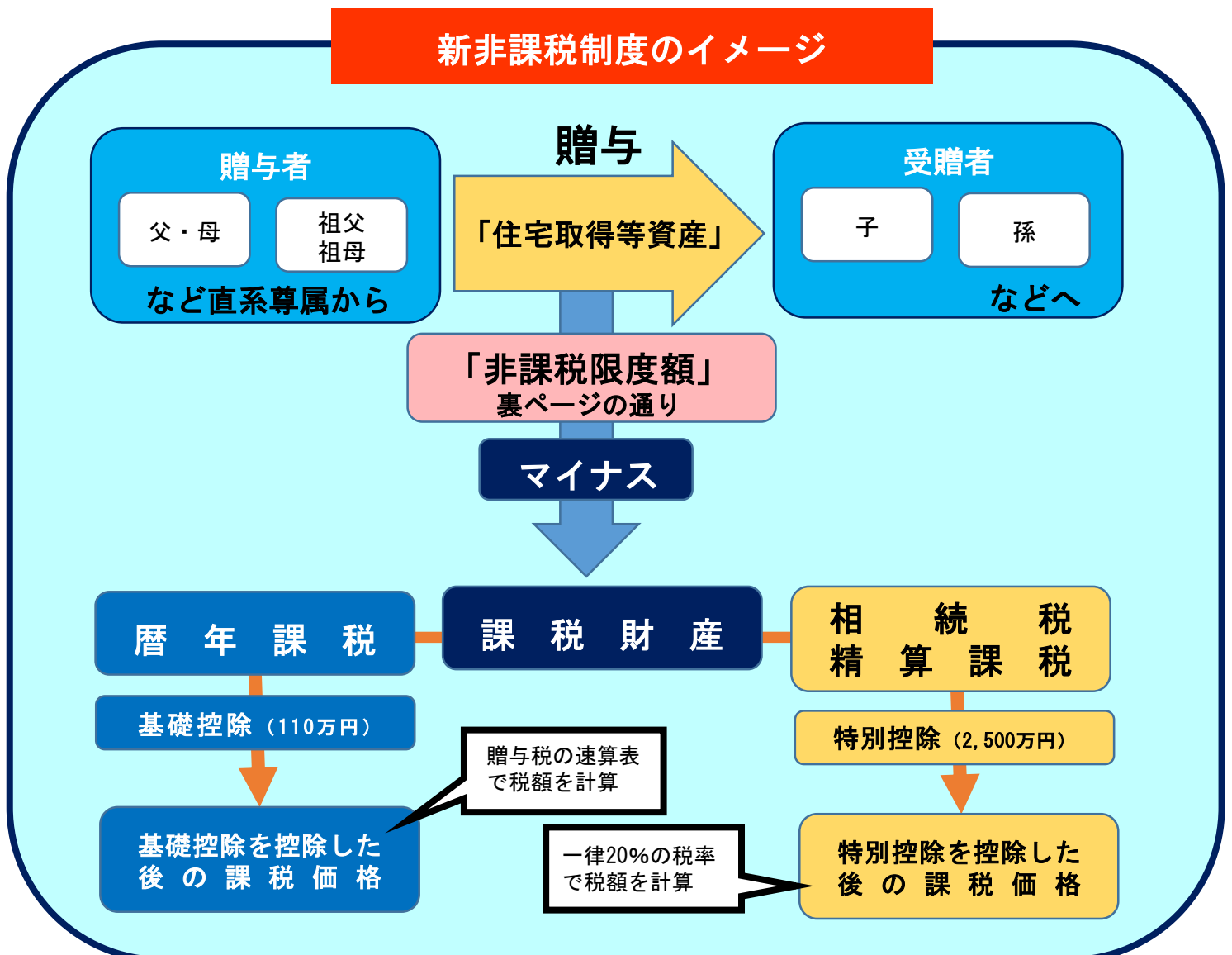
## ● 制度のあらまし（平成28年度11月28日現在の法令に基づいて作成）

平成27年1月1日から平成33年（令和3年）12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住用に供する住宅用の家屋の新築取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合、一定の要件を満たすと裏ページの1又は2の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税です。この制度を「新非課税制度」といいます。

なお、裏ページの2の表の非課税限度額が適用されるのは、住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日が

- ・平成31年4月1日から平成33年（令和3年）12月31日までの間の契約かつ
  - ・住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額（以下「対価等の額」といいます。）に含まれる消費税等の税率が10%であるとき
- に限られます。

## 新非課税制度のイメージ



## 1. 下記2. 以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等に 係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅 （注4）	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年 1月 1日から 平成32年（令和2年） 3月31日まで	1,200万円	700万円
平成32年（令和2年） 4月 1日から 平成33年（令和3年） 3月31日まで	1,000万円	500万円
平成33年（令和3年） 4月 1日から 平成33年（令和3年）12月31日まで	800万円	300万円

## 2. 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の 税率が10%である場合

（※個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合、原則として消費税等がかかりませんので、2. の表に該当しません。）

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等に 係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅 （注4）	左記以外の住宅
平成31年 4月 1日から 平成32年（令和2年） 3月31日まで	3,000万円	2,500万円
平成32年（令和2年） 4月 1日から 平成33年（令和3年） 3月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成33年（令和3年） 4月 1日から 平成33年（令和3年）12月31日まで	1,200万円	700万円

### <非課税限度額について>

受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初に新非課税制度の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額です。

平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して新非課税制度の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記1及び2の表の金額のうちいずれか多い金額となります。

※「住宅取得等資金の贈与税の非課税」のあらまし - 国税庁資料より抜粋

